

福島県除雪オペレーター育成支援事業



新たに**除雪オペレーター**の育成を検討している企業へ
免許取得費用を最大300,000円補助します！！

【補助対象となる企業】

福島県建設工事等請負有資格業者名簿（土木工事又は舗装工事）に登録されている企業

【対象となるオペレーター】

満55歳以下（令和8年4月1日現在）で新たに大型自動車免許、大型特殊自動車免許を取得する方

【補助額】

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許の取得費
- ②車両系建設機械運転技能講習会の受講料
- ①②を併せた費用の3/4を最大30万円（1名につき）補助します。

【補助の対象となる経費】

○対象経費

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許取得の場合
 - ・入学金、適正検査料、技能教習料、教本代、写真代、検定料、卒業証明書交付手数料
- ②車両系建設機械運転技能講習会の場合
 - ・受講料、テキスト代

×対象外経費

- ①大型自動車免許、大型特殊自動車免許取得の場合
 - ・免許取得にかかる旅費及び交通費
 - ・仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料
 - ・延長補習教習料、その他上記対象経費に含まれないもの
- ②車両系建設機械運転技能講習会の場合
 - ・受講にかかる旅費及び交通費、その他上記対象経費に含まれないもの

【補助金交付条件】

令和9年2月28日（日）までに免許取得すること。
補助対象となったオペレーターは、県内の道路等の除雪を3年以上続けることが必要

【募集期間】

令和8年4月1日（水）～11月30日（月）

【申請方法】

下記ホームページから必要書類をダウンロードして、補助金の詳細を確認の上、最寄りの建設事務所にお申し込みください。

○道路管理課HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/josetsushien.html>)